

望ましい選挙制度とは

1994年、公職選挙法が改正され、衆議院議員を選出する制度として、いわゆる「小選挙区比例代表並立制」が導入された。その目的の一つは、「政権交代可能な二大政党政治」の実現であった。この制度は、次のような特徴を有する小選挙区制と比例代表制の組み合わせである。

小選挙区の定数は1である。一つの選挙区から一人だけ当選者が出る仕組みであり、ほかの候補者に投じられた票は「死票」となり、議席配分には反映されない。この制度は「(最大)多数派の有権者を代表すべき」との思想に基づいている(多数代表主義)。小政党に投じられた票はムダとなってしまうことが多いが、大政党は得票割合よりも多い議席割合を得て、安定的な政権運営を期待できるばかりでなく、有権者は政治責任の所在を追求しやすいという長所がある。

一方、比例代表制において、政党には得票に応じて議席獲得のチャンスがある。この制度は「少数派の有権者も相応に代表されるべき」との思想に基づいている(比例代表主義)。定義上、死票は少ないが、小党分立となりやすい。その結果、どの政党が政権を担うかは政党間の連立政権交渉次第となる。また、連立政権が政治運営に失敗した場合、どの政党の責任が追及されるべきか明確ではないという短所がある。

小選挙区比例代表並立制は、当初、小選挙区には300名、比例代表には200名を割り当てていたから、全体としては、小選挙区の特徴が優勢な仕組みとして導入された。

制度改正からおよそ四半世紀を経て、2009年には政権交代も経験した。しかし、制度導入時に期待されたような政党政治が実現しているといえるか、政治家や専門家の間でも意見の一致を見ていない。かつて用いられていた「中選挙区制」や、比例代表制のみの制度にするよう求める声もある。望ましい選挙制度について議論を深める必要があるだろう。